

**質問** 日本人同士での離婚届を出したいのですが、婚姻中の氏を継続して使用したいと考えています。どうすればよいですか。

## **回答**

婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、離婚によって法律上当然に婚姻前の氏に復します（民法 767 条 1 項）。しかし、離婚の日から 3 カ月以内に戸籍法の定めるところ（戸籍法第 77 条 2 項「離婚の際に称していた氏を称する届」）により届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができます（民法 767 条 2 項）。

### ➤ **届出の方法**

「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法第 77 条 2 項の届出）は離婚により復氏した者が、いったん婚姻前の戸籍に復籍し、又は新戸籍を編製した後においてもすることができるほか、離婚の届出と同時にすることもできます。

### ➤ **提出期間**

離婚の日から 3 カ月以内。この期間の計算には戸籍法 43 条の規程の適用はなく、民法の期間計算に関する一般原則に従い、離婚の日の翌日から起算し、その起算日に応答する日の前日をもって満了します。届出期間の末日が休日にあたるときはその翌日が届出期間の末日となります。この期間を経過したあとは、戸籍法第 107 条 1 項の規程により家庭裁判所の許可を得て氏を変更することとなります。